

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 3 0 号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(助成の申請)	(助成の申請)
第 9 条 〔略〕	第 9 条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 前 2 項の規定にかかわらず、条例第 9 条第 2 項に規定する受給資格者が同項に規定する保険医療機関において条例第 8 条の規定により受給資格証を提示して医療に関する給付を受けた場合において、当該保険医療機関から提出される当該受給資格者への医療に関する給付に係る診療報酬明細書等に基づき、市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会又は <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> が当該医療に関	3 前 2 項の規定にかかわらず、条例第 9 条第 2 項に規定する受給資格者が同項に規定する保険医療機関において条例第 8 条の規定により受給資格証を提示して医療に関する給付を受けた場合において、当該保険医療機関から提出される当該受給資格者への医療に関する給付に係る診療報酬明細書等に基づき、市長から事務処理を委託された三重県国民健康保険団体連合会又は <u>社会保険診療報酬支払基金三重支部</u> が当該医療に関す

する給付に要した費用その他助成額の算定に必要な事項を市長に通知し、市長がこれによることが適当と認めるときは、当該通知をもって助成申請があったものとみなす。

4 [略]

別表第3（第3条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	3,758,000円
1人以上	3,758,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円をその額に加算した額）

る給付に要した費用その他助成額の算定に必要な事項を市長に通知し、市長がこれによることが適当と認めるときは、当該通知をもって助成申請があったものとみなす。

4 [略]

別表第3（第3条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	3,661,000円
1人以上	3,661,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円をその額に加算した額）

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行し、改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、同日以後に受けた医療について適用する。ただし、第9条第3項の改正規定は、同年10月1日から施行する。